

簡易懸濁法指導薬剤師(新規)

< 応募要件 >

① 簡易懸濁法認定薬剤師の認定を既に取得している

Web実技セミナーの研修による受験で指導薬剤師試験に合格した場合は、暫定認定になります。対面の集合研修での研修(参加費無料)のチューターなどを一緒に行っていただき、本認定とする予定です。

② 実技セミナーの受講(1回以上) + 実技セミナーあるいはWeb実技セミナーでの研修を合計2回実施している

日本服薬支援研究会主催または共催の実技セミナーを5年間※以内に1回(2単位)以上受講し(注意;認定薬剤師の申請または更新時に使用した実技セミナー修了証は使用できない)、実技セミナー(準備から片付けまでの研修)あるいはWeb実技セミナーの認定薬剤師研修に、計2回参加し、進行の詳細を学習して把握できていること

※2018年4月1日から2023年8月30日までに実施された実技セミナーが対象

③ 服薬支援に関する学会発表などでの発表(2回以上、あるいは学术论文の公表)

日本服薬支援研究会講演会、または他の学術集会などにおいて、服薬支援に関する学会発表(筆頭者)や講演、および地域住民向けのお薬セミナーなどの講師を2回以上行っていること。ただし、服薬支援に関する発表の1つは、簡易懸濁法に関するものであること。また、服薬支援に関する筆頭著者の論文(査読有)を、発表の1つとして1報まで含めてもよい。

(写しとして、発表内容や発表学会・日時がわかる客観的な情報を提出する)

学会発表や講演、学术论文等は筆頭発表者である必要があります。

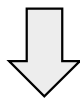
④ 実務経験

申請時において、薬剤師としての実務歴5年以上および、それに相当する経験年数を有すること(大学教員等を含む)

⑤ 認定審査料の納入 PeatixのURLより納入をお願い致します <https://kendakushido2023.peatix.com>

認定審査料は¥10,000とする

申請期間: 8月16日~9月末日



会員スペースの簡易懸濁法認定制度のページから簡易懸濁法指導薬剤師(新規申請)の様式2.3-1、様式2.3-2をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書類一式を整え、申請期間中に事務局に提出して下さい。簡易懸濁法認定制度委員会にて書類審査後に、認定試験についての案内を本人宛に通知します。書類審査にて応募要件を満たさず認定試験を受験できない場合があります。その際、検定料は返金できません。

< 認定試験 >

2023年10月29日(日)の日程で実施予定 (9:00~17:00)

※Webによる実技試験: 簡易懸濁法Web実技セミナーの実技演習(A・Bコース)を評価者(指導薬剤師数名)に対して実施する。

< 結果発表 >

日本服薬支援研究会で承認後、12月中に合否結果を通知予定。その後、登録料¥5,000を納入完了後に認定証を送付する。